

センターからのお知らせ

市民活動賠償責任保険に加入しました！

周南市では今年度も、市民の皆さんが市民活動を安心して行うことができるよう、市民活動賠償責任保険に加入しました！

対象となる人

市民活動の主催者（市や市民活動団体など）や、市民活動に従事する人（指導者やスタッフ）、市民活動の参加者

対象となる場合

市民活動中に、誤って他人にケガをさせたとき、あるいは他人の物を壊したりし、法律上の賠償責任を負わなければならない場合

対象となる活動

原則、地域や社会のために行われる活動（例：地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動など）

手続き

事前手続きは不要です。
事故発生後、下記まで早急に連絡してください。（事故発生から 20 日以内に事故報告等の請求手続きが必要です）

連絡先

協働政策課（市民活動支援センター）
0834 - 33 - 7700

助成金情報



＝対象団体



＝対象事業



＝助成額



＝締切り日



＝問合せ先

平成21年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金

- 団** 主に周南市において市民活動を推進する団体であって、その組織の運営に関する規則（会則等）の定めがあり、継続的に活動を行っているもの、および行う意思があると認められる団体
- 事** 市民活動団体が活動の第一歩として新たに行う事業、または新たな展開を図ろうとする事業であって、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業。
- ¥** 1件につき、上限10万円
- ㄨ** 5月8日（金）
- 問** （財）周南市ふるさと振興財団
URL <http://www.city.shunan.yamaguchi.jp/furusato/>
TEL 0834 - 33 - 7701 / FAX 0834 - 31 - 3655

平成21年度 ひと・輝きプロジェクト公募事業（テーマ設定型）

- 団** 次の全ての要件を満たしている団体。 周南市内に所在する団体（NPO、自治会、子供会、老人クラブなど）であること 団体の構成員が5人以上いること 原則として団体設立から1年以上の団体であること 代表者が二次審査（公開プレゼンテーション）に出席できること
- 事** 次の課題テーマ部門または自由テーマ部門から選んだ事業
1. 課題テーマ部門... UJIターンの促進 国際交流の推進
出水市との交流事業の創出
2. 自由テーマ部門... 「ひとづくり」に関わる事業であればテーマは自由
- ¥** 1件につき、上限50万円
- ㄨ** 5月15日（金）
- 問** 周南市企画総務部企画課 「ひと・輝きプロジェクト」担当
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/section/kikaku/hitopuro/h21hitopurokoubo.jsp>
TEL 0834 - 22 - 8478 / FAX 0834 - 22 - 8475



グローバルやまぐち国際活動支援事業費補助金(上期)

- 団** 県内の民間国際活動団体
事 山口県内で実施される国際交流事業 国外で実施される国際協力事業
¥ 上限 10 万円
📅 5月31日(日)
問 (財)山口県国際交流協会 URL <http://www.yiea.or.jp/>
Tel 083-925-7353 / Fax 083-920-4144



平成 21 年度 県民活動団体活動助成事業

- 団** コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO 活動を行なう団体。かつ、組織の運営に関する規則があり、継続的に活動を行なっている、あるいは行なう計画のある団体。

事

(1) 県民活動スタートアップ助成事業

県民活動団体が新たに取り組む普及啓発、活動の拠点整備、ネットワークの形成、研修及び人材養成などの事業に対して助成。

助成率 10 分の 10 以内 助成額 10 万円以内 助成期間 1 年

(2) 県民活動ジャンプアップ助成事業

県民活動団体が新たに取り組む広域ネットワークの構築、活動の拠点整備、ネットワークを活用した地域の課題に対する先駆的・実験的な取り組み、当該団体の活動を定着、または規模を拡大するための研修・人材育成等の事業に助成。

助成率 10 分の 10 以内 助成額 20 万円以内 助成期間 3 年

(3) 県民活動協働推進助成事業

県が計画している「住み良さ日本 元気県づくり加速化プラン」の戦略に呼応して実施することにより相乗効果があり、かつ広域的な範囲に効果が期待できる事業 県民活動団体と企業等の多様な主体との協働をコーディネートする人材や団体の育成を図る研修・セミナー・ミーティング等の事業 2011 年開催の「おいでませ!山口国体」等に係る県民活動(広報・花いっぱい・クリーンアップ・ボランティア育成などの活動)の推進事業

助成率 10 分の 10 以内 助成額 50 万円以内 助成期間 1 年

(4) 県民活動きらめきファンド助成事業

青少年育成分野の事業と、環境保全分野の事業に助成。

助成率 10 分の 10 以内 助成額 10 万円以内 助成期間 1 年

(5) 県民活動まちづくりファンド助成事業

県民活動団体が新たに取り組む景観形成、まちの魅力アップ、伝統文化の継承のための施設や歴史的施設の整備保全、観光振興、安心安全なまちづくりなどのための施設の整備・保全等のハード事業に助成。

助成率 10 分の 10 以内 (100 万円を超える事業費部分は 1/2 以内)

助成額 500 万円以内 助成期間 2 年以内

📅 6月30日(火)

- 問** (財)やまぐち県民活動きらめき財団
URL <http://homepage3.nifty.com/kirameki/>
Tel 083-924-9090 / Fax 083-924-9096

ちょっと役立つマメ知識

自分達の情報を、一度に多くの報道機関に知らせよう！



どのような情報を

市民活動に関わる情報や、イベントのお知らせなど

いつまでに

掲載を希望する日の約1週間前までに。

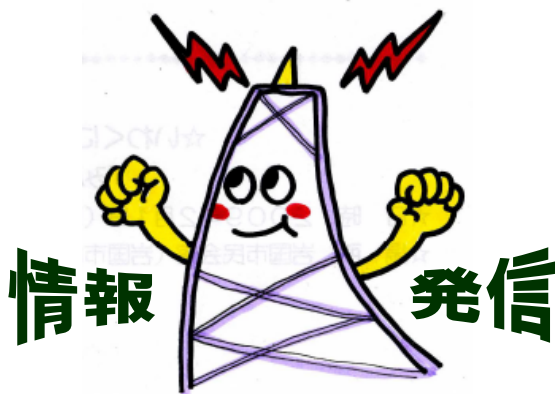
あくまで目安です。適切な時期は、記事の内容によります。

どのような形で

原稿の様式は自由。チラシでも可。問合せ先（電話・Fax 番号など）は忘れず記入。

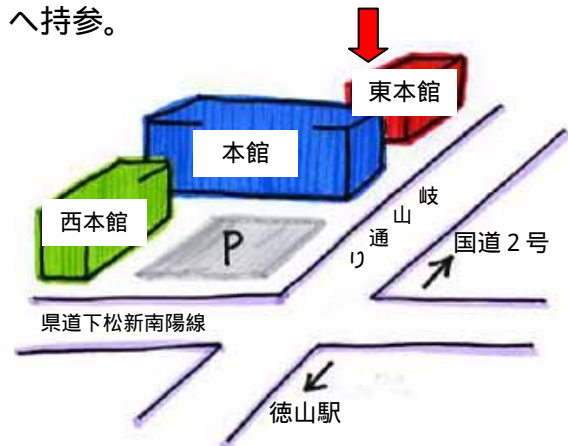
どれくらいの部数を

26部用意



どこに

市広報担当（市役所本庁舎東本館3階）へ持参。



送った後は

掲載する・しないは各報道機関の判断によります。

【報道機関等への投げ込みボックスについての問合せ・提出先】

〒745 - 8655

周南市岐山通 1-1 広報情報課広報担当

TEL 0834 - 22 - 8232

FAX 0834 - 22 - 8224

Eメール info@city.shunan.lg.jp



編集・発行

〔発行日：2009年4月31日〕

周南市市民活動支援センター

〒745 - 0034 周南市御幸通 2丁目 28番地

周南市市民交流センター（徳山駅ビル）3階

TEL：(0834)33 - 7700 FAX：(0834)31 - 3711

Eメール：shientent@city.shunan.lg.jp

ホームページ：インターネットの検索ページから検索！

周南市市民活動支援センター [検索]